

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和3年6月28日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 豊橋市中世古町121番地	
氏 名 株式会社花田工務店	
代表取締役 花田麻未	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0532-53-2161	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	愛知県営鷺塚住宅PFI方式整備等事業
事 業 場 の 所 在 地	碧南市鷺塚町六丁目8 番1, 51 番1, 103 番
計 画 期 間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	06：総合工事業
② 事 業 の 規 模	元請完成工事高： 0 万円（前年度実績）
③ 従 業 員 数	2人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建物建設工事及び解体工事（産業廃棄物発生フロー） 旧建築物解体：がれき類(コンクリート塊), 金属くず, 木くず →再生処理業者に委託し再生砕石として再資源化 ガラス・陶磁器くず, 混合物(管理型)→最終処分業者に委託し埋立処分 基礎工事：汚泥→中間処理業者に委託し脱水後埋立処分 建設工事：がれき類(コンクリート塊), 金属くず, 木くず →再生処理業者に委託し再生砕石として再資源化 ガラス・陶磁器くず, 石膏ボード, 廃プラスチック→最終処分業者に委託し埋立処分 舗装工事：がれき類(アスファルト塊、コンクリート塊)→再生処理業者に委託し再生砕石として再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 建築チーム 豊橋本店責任者 (産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者) 総務部 マニフェスト保管管理			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 排出の抑制については、特に建築工事での削減に重点を置き実施する。		
② 計画	【目標】5%削減		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 工法の改善を行う。 ・ 包装材の簡素化を行う。 ・ 企画、設計及び施工の各段階において検討を行い、メーカーや発注者と事前の調整を行うことで発生量の削減に取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別可能な混合廃棄物については、今年度発生していない。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 金属くず、木くず、アスファルト塊、コンクリート塊、ロックウール化粧吸音板、ALC板等再生可能な品目については分別を徹底する。 ・ 現場作業員の生活系廃棄物（生ごみ、新聞などの一般廃棄物）は、直接工事から排出される廃棄物と分別する。 ・ 安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物を分別する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和2 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

② 計画	【目標】5%削減		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

【前年度(令和2年度)実績】

[illegible]

別紙2

【今年度(令和3年度)計画】

[illegible]